

平成24年度事業再評価に係る有識者の意見（案）

（平成24年12月18日 有識者会議資料）

平成24年12月

大阪市

はじめに

大阪市では、平成24年10月1日に「平成24年度 大阪市事業再評価実施方針」を定め、これに基づき再評価の対象となる事業を継続することの妥当性について、11月15日、12月4日及び12月18日の3回にわたり大阪市建設事業評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部の有識者から意見聴取を行いました。

このたび、3回にわたる会議における有識者の意見を次のとおりとりまとめましたので公表します。

今後、大阪市としましては、この意見の趣旨を十分踏まえ、対応方針を決定し、公表する予定です。

目次

第1 事業再評価対象事業の評価理由	1
第2 評価の方法.....	1
1 評価の視点	1
2 評価の分類	1
第3 意見聴取の方法.....	2
第4 評価の方法に対する有識者の意見	2
第5 事業再評価対象事業についての有識者の意見.....	3
1 意見の概要	3
2 対象事業ごとの意見	4
事業番号 1 阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業	4
事業番号 2 阿倍野地区第二種市街地再開発事業	6
事業番号 3 大阪港北港北地区臨港道路整備事業（耐震改良）	8
事業番号 4 北港南海浜整備事業.....	10
事業番号 5 鶴浜緑地整備事業.....	12
事業番号 6 南港南ふ頭緑地整備事業	14
事業番号 7 御幣島中央公園事業.....	16
事業番号 8 大和川公園事業.....	18
3 その他の意見	20
○事業の早期完了に向けた土地収用の活用等の検討について（水谷委員）	20
別紙1 平成24年度 事業再評価 対象事業及び評価一覧表	
別紙2 平成24年度 事業再評価 対象事業位置図	
別紙3 大阪市建設事業評価有識者会議 委員名簿および開催経過	

第1 事業再評価対象事業の評価理由

事業再評価の対象事業は、大阪市PDCAサイクル推進要綱第7条に基づき、以下の条件に該当するものとする。

- ①国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの
 - ②事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工のもの
(平成20年度に事業開始分)(*)
 - ③事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの
(平成20年度に事業開始分)(*)
 - ④事業再評価した年度から5年以上が経過し、なお継続中の市の事業
(平成19年度事業再評価実施分)(*)
 - ⑤その他市長が特に必要と認める市の事業
- * 平成24年度までに事業完了予定のものを除く。

第2 評価の方法

評価にあたっては、次のとおり「評価の視点」として3つの視点を、「評価の分類」として5つの段階をそれぞれ設定し、各対象事業について3つの視点ごとに評価を行い、その結果を総合的に検討し、当該事業についての5段階評価を行った。

1 評価の視点

次の視点から対象事業を定量的又は定性的に分析し、視点毎に評価を行った。

(1) 事業の必要性

- ①社会経済情勢等の変化…事業開始時や前回再評価時と現在の情勢等の変化に対して適合できているかを確認する。
- ②事業の投資効果…費用便益分析により、現在の費用対効果が基準値以上 ($B/C \geq 1.0$) であることを確認する。

(2) 事業の実現見通し

- ①事業の進捗状況…進捗率から事業の進捗がどのような状況にあるかを確認する。また、事業が長期化している理由の妥当性を確認する。
- ②事業の進捗の見込み…事業の完了までのスケジュールの実現可能性を確認する。
- ③事業費の見込み…事業費の確保が見込めることを確認する。
- ④コスト縮減や代替案立案等の可能性…現状では事業進捗が困難と判断される場合に、進捗阻害要因を排除するためのコスト縮減や代替案立案等の可能性を確認する。

(3) 事業の優先度

- ①重点化の考え方…優先度等を考慮するため、一定の位置付けや考え方に基づいた事業であるかを確認する。
- ②事業が遅れることによる影響…事業の遅延により発生する課題、影響の大きさを確認する。

2 評価の分類

対象事業について、視点ごとの評価を基に、当該事業を継続することが適切かどうかを次の5段階で評価した。

- ・事業継続 (A) …完了時期を宣言し、重点的に実施するもの
事業遅延による影響が極めて大きいため優先度・緊急度が極めて高く、また事業完了までのスケジュールの実現可能性が高い事業など。

- ・事業継続（B）…(A)より優先度は劣るものの、予算の範囲内で着実に継続実施するもの
事業遅延の影響が大きく、完成に向けて着実に事業を実施する必要性があり、完了に至るまで概ね見通しがついている事業など。
- ・事業継続（C）…(A)、(B)より優先度が劣り、限定的な実施にとどまるもの
事業効果が既にある程度現れているなど、事業遅延による影響が小さく早期の事業完了の必要性が乏しいものの、当面、権利者調整の進展等に応じて一定の進捗が見込まれる事業など。
- ・事業休止（D）…複数年にわたって予算の執行を行わないもの
投資効果はあるが事業を巡る社会経済情勢等との変化に対して適合していない事業や、当面の進捗が見込めずコスト縮減・代替案等により進捗阻害要因を排除する必要があるため、事業中止ではないが、事業を一時休止する事業など。
- ・事業中止（E）…事業を中止するもの
投資効果がない事業や、進捗阻害要因を排除できる可能性がなく、事業手法や事業規模等を見直しても事業継続の妥当性がない事業など。

第3 意見聴取の方法

有識者からの意見聴取にあたっては、まず対象事業の所管局において第2の方法により自己評価を行い、そのうえで、この自己評価や評価に至る過程の妥当性について意見を聴取した。

第4 評価の方法に対する有識者の意見

第2に掲げる評価の方法について、有識者から意見を聴取した。

その結果、〇〇〇という意見であった。

- ・第2に記載している「評価の方法」についての意見
- ・その他事業再評価全般についての意見

等があれば記載する。

第5 事業再評価対象事業についての有識者の意見

1 意見の概要

平成24年度において、第1に記載の評価理由、所管局の自己評価、およびこれに対する有識者の意見の概要は、下表のとおりである。

番号	事業種別	対象事業	評価理由	所管局の自己評価	自己評価に対する有識者の意見の概要
例	〇〇事業	〇〇事業	①	事業継続 (C)	妥当である (4人) 所管局の説明内容は適当であり、事業の進捗が見込まれるので事業継続 (C) は妥当と認められる。 妥当でない (2人) 「事業休止 (D)」が妥当である (2人) (理由) 当初計画のままでは、現在の財政状況から今後も進捗が見込まれないため、事業継続が妥当とは認められない。
1	街路事業	阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業	④	事業継続 (A)	
2	市街地再開発事業	阿倍野地区第二種市街地再開発事業	①	事業継続 (A)	
3	橋梁改良・補修	大阪港北港北地区臨港道路整備事業(耐震改良)	③	事業継続 (A)	
4	海域環境創造・自然再生等	北港南海浜整備事業	④	事業休止 (D)	
5	港湾緑地整備	鶴浜緑地整備事業	③	事業継続 (C)	
6	港湾緑地整備	南ふ頭緑地整備事業	③	事業休止 (D)	
7	公園	御幣島中央公園事業	④	事業継続 (C)	
8	公園	大和川公園事業	④	事業継続 (C)	

評価理由 凡例

- ① 国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの
- ② 事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工のもの(平成20年度に事業開始分) (*)
- ③ 事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの(平成20年度に事業開始分) (*)
- ④ 事業再評価した年度から5年以上が経過し、なお継続中の市の事業(平成19年度事業再評価実施分) (*)
- ⑤ その他市長が特に必要と認める市の事業

* 平成24年度までに事業完了予定のものを除く。

「妥当である」 または 「妥当でない。」を記載する

- ・ 妥当である場合は、その理由を併せて記載する。
- ・ 妥当でない場合は「事業〇〇 (〇) が妥当である」及びその理由を併せて記載する。

（意見が分かれた場合は両論を併記する）

- ・ 意見ごとに留意事項があれば記載する。

2 対象事業ごとの意見

事業再評価の対象となった事業ごとの実施状況、所管局の自己評価ならびにこれに対する有識者からの確認事項と意見については、次のとおりである。

■街路事業

事業番号 1 阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業

(1) 事業の実施状況

各個別事業の調書から
実施状況等を抜粋

事業概要	東淀川区柴島1丁目～東淀川区上新城1丁目(崇禅寺駅～上新庄駅付近(京都線)) 東淀川区柴島2丁目～吹田市清和園町(柴島駅～吹田駅付近(千里線))		
	高架化される駅 4駅(崇禅寺駅、淡路駅、柴島駅、下新庄駅) 工事延長 約7.1km 阪急京都線 約3.3km 阪急千里線 約3.8km 除却される踏切数 17箇所(吹田市域1箇所含む) 付属街路 8路線(L=約5.9km、W=6～10m)		
費用便益	[効果項目]交通円滑化効果 ①移動時間短縮便益 ②走行経費減少便益 ③交通事故減少便益 [受益者]・市民・道路利用者・地域経済・地域社会		
	費用便益比 B/C=1.34 (総便益B:1,839億円、総費用C:1,371億円)		
進捗状況	事業開始時点(平成9年1月)	再々評価時点(平成19年3月)	再々評価時点(平成24年3月)
経過及び完了予定	事業採択年度 平成 3年度	事業採択年度 平成 3年度	事業採択年度 平成 3年度
	着工予定年度 平成13年度	着工予定年度 平成19年度	着工予定年度 平成20年度
事業費	完了予定年度 平成 24年度	完了予定年度 平成 32年度	完了予定年度 平成32年度
	総事業費:1,613億円	総事業費:1,613億円 既投資額:約82億円	総事業費:1,613億円 既投資額:約128億円
事業規模	鉄道高架化 阪急京都線[延長:3.3km] 阪急千里線[延長:3.6km] 付属街路整備 8路線[5.9km]	鉄道高架化 阪急京都線[延長:3.3km] 阪急千里線[延長:3.6km] 付属街路整備 8路線[5.9km]	鉄道高架化 阪急京都線[延長:3.3km] 阪急千里線[延長:3.8km] 付属街路整備 8路線[5.9km]
	うち完了分	—	—
進捗率	—	用地取得率 約82%	用地取得率 約87%
	—	工事費ベース:約9%	工事費ベース:約21%

(2) 所管局の自己評価

各個別事業の調書から
自己評価の内容を抜粋

視点毎の評価	<p>《事業の必要性》 評価:A～C(投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している)</p> <p>阪急電鉄京都線・千里線を高架化することにより、17箇所の踏切(うち開かずの踏切は4箇所)を除却し、道路交通の円滑化と踏切事故の解消を図るとともに、淡路駅周辺の密集市街地においては、土地区画整理事業と連携して一体的な都市基盤整備を図るものであり、防災や市民生活の基盤となる道路ネットワークの充実とともに淡路駅周辺のまちづくり及び商店街等の活性化に必要不可欠な事業である。</p>
	<p>《事業の実現見通し》 B(完了時期の見通しあり)</p> <p>用地取得の難物件の買収については、土地収用制度を活用し、計画的な進捗を図っていく。</p> <p>高架化工事については、全8工区において用地取得の完了した箇所から順次工事進捗を図っていく。今後、工事が本格化すると多額の事業費が毎年必要となるが、大阪市並びに国についても財政状況が厳しく、公共事業費の予算確保が課題となっている。平成32年度事業完了に向け、国等に予算確保に向けた協議を行い本市予算の重点化を図ることにより、完了年度に向け着実に事業進捗を図る。</p>
	<p>《事業の優先度》 A(影響が極めて大きい)</p> <p>[重点化の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> 17箇所の踏切除却により、道路交通の円滑化、踏切事故の解消を図るとともに、鉄道により分断されている市街地の一体化を図るため重要である。 鉄道の高架化と環境側道の整備により災害時における避難路及び緊急車両の進入路の確保など防災性の向上に寄与する。 淡路駅周辺地区土地区画整理事業は、平成32年度事業完了を目指して進めており、事業工程の整合を図る必要がある。 局運営方針において重点的に取り組む主な経営課題に位置付けており、重点的に予算を投資し事業を推進する。 <p>[事業が遅れることによる影響]</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道の高架化による17箇所の踏切の除却、道路交通の円滑化、踏切事故の解消、防災性の向上、高架下利用の促進等の効果発現の遅れや、鉄道により分断されている市街地の一体化が遅れることとなる。 広範囲にわたる工事に伴う地域住民の生活環境の悪化(工事騒音、振動等)が長期化するとともに、淡路駅周辺地区内においては、高架切替後の鉄道跡地に換地される予定の地権者の生活再建が遅れるなど、土地区画整理事業の進捗に直接影響を及ぼす。
	<p>【対応方針(原案)】 事業継続(A)…完了時期を宣言し、重点的に実施するもの</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、17箇所の踏切(うち開かずの踏切は4箇所)を除却し、道路交通の円滑化と踏切事故の解消を図るとともに、淡路駅周辺の密集市街地においては、土地区画整理事業と連携して一体的な都市基盤整備を図るものであり、防災や市民生活の基盤となる道路ネットワークの充実とともに淡路駅周

辺のまちづくり及び商店街等の活性化に必要不可欠な事業である。

- ・本事業の遅れは、事業効果の発現に支障をきたすとともに、工事に伴う地域住民の生活環境の悪化の長期化や土地区画整理事業の進捗に直接影響を及ぼすため、計画的に事業進捗を図る必要がある。
- ・用地取得交渉は一部難航しているが用地取得率は8割（約87%）を越えており、今後は土地収用制度を活用し、計画的な進捗を図るとともに、用地取得の完了した箇所から順次工事着手を行い、全8工区で工事進捗を図っている。また、建設局運営方針において重点的に取り組む主な経営課題に位置付けており、今後も引き続き、淡路駅周辺地区土地区画整理事業と連携しながら重点的に予算を投資し、平成32年度の事業完了を目指す。

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・淡路駅周辺地区土地区画整理事業との関係について確認
⇒区画整理事業の中で新しい鉄道敷を確保する予定であり、区画整理事業の進捗状況については事業費ベースで76%、戸数ベースで87%となっており、平成25年度の概成を目標としていると説明。
.....

確認事項について下記の事項を記載

- ・事実確認を行った事項
（「～である」「～となっている」など）
- ・所管局の見解・判断の確認を行った事項
（「～としている」「～と説明」など）

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である（〇〇委員・〇〇委員…）

[理由等]

- ・.....（〇〇委員・〇〇委員）
- ・.....（〇〇委員）

[留意事項]

- ・.....（〇〇委員）
- ・.....（〇〇委員）

自己評価は妥当でない

「事業〇〇（〇）」が妥当である（〇〇委員・〇〇委員…）

[理由等]

- ・.....（〇〇委員・〇〇委員）
- ・.....（〇〇委員）

[留意事項]

- ・.....（〇〇委員）

「妥当である」 または 「妥当でない。」
を記載する

- ・妥当である場合は、その理由を併せて記載する。
- ・妥当でない場合は「事業〇〇（〇）」が妥当である
及びその理由を併せて記載する。

（意見が分かれた場合は両論を併記する）

- ・意見ごとに留意事項があれば記載する。

■市街地再開発事業

事業番号 2 阿倍野地区第二種市街地再開発事業

(1) 事業の実施状況

事業概要	大阪市阿倍野区阿倍野筋1, 2, 3丁目および旭町1, 2, 3丁目ほか 施行区域面積：約28.0ha [施設建築物整備] [公共施設整備] 用途：住宅、店舗、事務所他 都市計画道路：長柄塚線他16路線 計画棟数：29棟（うち20棟住宅） 都市計画公園：阿倍野再開発1号公園他2箇所 延床面積：約728,000㎡ 駐車場： 天王寺・あべの橋駅自転車駐車場他1箇所（地下式）		
費用便益	費用便益比（B/C）：1.95（総便益：814,184百万 総費用：415,785百万） [効果項目]・商業床、業務床、住宅床等の施設建築物整備による効果 利便性、収益性の向上に伴う地価水準の向上便益 ・道路、公園等の公共施設整備による効果 利便性、快適性、収益性の向上に伴う地価水準の向上便益 [受益者] 地区内外の住民や企業等		
進捗状況	事業開始時点 (S51.9時点)	再々々評価時点 (H19.10時点)	再々々々評価時点 (H24. 時点)
経過及び完了予定	事業開始年度 昭和51年度 着工年度 昭和53年度 完了予定年度 昭和57年度	事業開始年度 昭和51年度 着工年度 昭和53年度 完了予定年度 平成24年度	事業開始年度 昭和51年度 着工年度 昭和53年度 完了予定年度 平成27年度
事業費	約340億円	約4,900億円	約4,820億円
事業規模	B1・C1地区 5.3ha	阿倍野地区全体 28.0ha (A1・B1・B2・C1-1・C1-2・D地区)	阿倍野地区全体 28.0ha (A1・B1・B2・C1-1・C1-2・D地区)
うち完了分	—	施設建築物 67% 道路築造 60% 工事進捗率：64%	施設建築物 97% 道路築造 67% 工事進捗率：82%
進捗率	—	用地買収率：99% 工事費ベース：89%	用地買収率：100% 工事費ベース：97%

(2) 所管局の自己評価

視点毎の評価	<<事業の必要性>> 評価：A~C(投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している) 住環境や防災上の課題を有する当地区においては、市街地再開発事業の施行により、土地の高度利用や道路・公園等の公共施設の整備を行なうことで、防災性や利便性、快適性の向上が図られ、住環境の改善や地区の収益力の増進に資することから、事業の必要性は高い。
	<<事業の実現見通し>> A (完了時期の実現可能性が高い) 用地買収は全て完了しており、施設建築物については、計画した29棟のうち27棟が完成しており、残る2棟も平成24年度に完成する予定である。 道路整備については、計画した17路線のうち12路線の整備が完了しており、未整備路線の5路線についても、全路線において工事着手しており、工事完成予定年度である平成27年度の完成が見込める。
	<<事業の優先度>> A (影響が極めて大きい) 都市整備局運営方針における取組として、「天王寺・阿倍野ターミナル周辺地区の活性化と、当事業の多額の収支不足をこれ以上悪化させないために、早期の事業完成を図る。」としており、事業の優先度は高い。
【対応方針(原案)】 事業継続 (A) …完了時期を宣言し、重点的に実施するもの 住環境や防災上の課題を有する当地区において、土地の高度利用及び公共施設を総合的に整備することで、住環境の改善が図れるため再開発事業の必要性は高く、事業進捗においては、計画した29棟の施設建築物は平成24年度に全て完成する予定であり、道路整備についても計画した17路線のうち12路線の整備が完了、残る5路線についても全線で工事着手しており、事業は平成27年度の完成に向け進捗している。 また、当事業の多額の収支不足をこれ以上悪化させないために、早期の事業完成を図る必要があることから、「事業継続 (評価A) とする。」	

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・道路の進捗率について、現状67%であるが平成27年度までに完了できるかについて確認
⇒進捗率は、計画幅員まで整備が完了した部分の道路の延長で算出するので、幅員方向に順次整備をしている当事業では、進捗率の数字は最後まで上がらない。
整備自体は進んでいるため、事業完了が平成27年度から遅れる見込みは低いと説明。

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である（〇〇委員・〇〇委員…）

[理由等]

- ・……………（〇〇委員・〇〇委員）
- ・……………（〇〇委員）

[留意事項]

- ・……………（〇〇委員）
- ・……………（〇〇委員）

自己評価は妥当でない

「事業〇〇（〇）」が妥当である（〇〇委員・〇〇委員…）

[理由等]

- ・……………（〇〇委員・〇〇委員）
- ・……………（〇〇委員）

[留意事項]

- ・……………（〇〇委員）

■橋梁改良・補修

事業番号 3 大阪港北港北地区臨港道路整備事業（耐震改良）

(1) 事業の実施状況

事業概要	此花区北港白津1・2丁目～此花区北港2丁目 此花大橋の耐震改良事業：延長1,623.0m 本橋部：540m 舞洲側取付橋：437.5m 北港側取付橋：645.5m	
費用便益	費用便益比 $B/C=6.50$ （総便益B：59.42億円、総費用C：9.14億円） [効果項目] 災害時交通の円滑化（①輸送費用削減便益、②輸送時間費用削減便益） 被害回避便益 [受益者] 市民、橋梁利用者、地域経済、地域社会	
進捗状況	事業開始時点（平成19年度）	再評価時点（平成24年度）
経過及び完了予定	平成19年度 事業開始 平成21年度 工事着手予定 平成23年度 事業完了予定	平成19年度 事業開始 平成21年度 工事着手 平成26年度 事業完了予定
事業費	23.6億円	7.4億円
事業規模	橋梁1橋（延長977.5m） 改良対象：10施設（1橋台/9橋脚）	橋梁1橋（延長1,623.0m） 改良対象：19施設（1橋台/18橋脚）
うち完了分	-	改良対象：7施設（0橋台/7橋脚）
進捗率	-	施設改良率：37% 事業費ベース：62%

(2) 所管局の自己評価

視点 毎の 評価	<p>《事業の必要性》 評価：A～C（投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している）</p> <p>本橋は、「国際コンテナ戦略港湾」の中核となる夢洲コンテナターミナルと都心部を結ぶ物流の主要アクセス道路であるとともに、夢洲から舞洲、此花区へ至る交通路を背後地域の道路網と一体的な輸送体系を確保する緊急交通路として、本市地域防災計画に位置付けられており、耐震改良を実施することにより、災害時においてもその機能を発揮する必要がある。</p>
	<p>《事業の実現見通し》 A（完了時期の実現可能性が高い）</p> <p>本事業は、港湾局運営方針にも位置付けており、今後も重点的に取り組むことで完了年度（平成26年度）での完成を目指す。</p>
	<p>《事業の優先度》 A（影響が極めて大きい）</p> <p>[重点化の考え方]</p> <p>平成24年度港湾局運営方針において、経営課題の一つとして「災害に強く、安全で使いやすい港の実現」をあげ、緊急交通路に位置付けられる橋梁の耐震化など、ハード整備・ソフト対策が充実した防災・減災体制を確立することとしている。</p> <p>[事業が遅れることによる影響]</p> <p>災害時における夢洲コンテナターミナル（耐震強化岸壁）からの幹線貨物輸送ネットワークの形成が遅れる。</p>
	<p>【対応方針（原案）】 事業継続（A）…完了時期を宣言し、重点的に実施するもの</p> <p>災害時における緊急交通路確保のために必要性が高く、港湾局運営方針にも位置付けているとおり、防災・減災体制を早期に確立し、早期（平成26年度）の完了を図る必要があるため、「事業継続（評価A）」とする。</p>

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・事業中に地震が生じた場合に備え工程を検討しているか確認
⇒当橋梁は3つの構造物に分かれており、うち2つは施工完了しているため、事業途中で地震が起きた場合に未施工部分に被害が有っても、既施工部分への影響はないと説明。
- ・南海、東南海地震に耐えられる耐震設計となっているか
また、同地震が起こった時に道路ネットワークの関係で便益が若干変化する可能性については想定しているかを確認
⇒耐震設計については、東北地方太平洋沖地震以前の設計のため、東南海地震と南海地震が同時発生した場合のマグニチュード8.6の地震動を想定しており、マグニチュード9などの海溝型地震までは想定できていないと説明。
なお、道路ネットワークに関しては、夢洲から港区、住之江区への南側方向について耐震化が完了しているため、迂回を想定していると説明。
- ・費用便益比(B/C)が比較的高くなっている要因について確認
⇒費用が詳細設計の結果当初の23.6億円から7.5億円と3分の1ほどになっている点が、費用便益比(B/C)が大きくなっている主たる要因であると説明。

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である (〇〇委員・〇〇委員…)

[理由等]

- ・………… (〇〇委員・〇〇委員)
- ・………… (〇〇委員)

[留意事項]

- ・………… (〇〇委員)
- ・………… (〇〇委員)

自己評価は妥当でない

「事業〇〇(〇)」が妥当である (〇〇委員・〇〇委員…)

[理由等]

- ・………… (〇〇委員・〇〇委員)
- ・………… (〇〇委員)

[留意事項]

- ・………… (〇〇委員)

■海域環境創造・自然再生等

事業番号 4 北港南海浜整備事業

(1) 事業の実施状況

事業概要	此花区夢洲東地先内 総面積：300,000㎡ 整備内容：砂浜、人工磯、干潟		
費用便益	費用便益比 B/C=2.61 (総便益B:176億円、総費用C:67.3億円) [効果項目]生態系及び自然環境の保全向上・港湾来訪者の交流機会の増加 [受益者]市民・緑地利用者		
進捗状況	事業開始時点 (平成10年度)	再評価時点 (平成19年度)	再々評価時点 (平成24年度)
経過及び完了予定	平成10年度 事業開始年度 平成10年度 着工年度 平成21年度 完了予定年度	平成10年度 事業開始年度 平成10年度 着工年度 平成35年度 完了予定年度	平成10年度 事業開始年度 平成10年度 着工年度 平成35年度 再開予定年度
事業費	約99億円	約99億円	約99億円
事業規模	海浜整備:300,000㎡	海浜整備:300,000㎡	海浜整備:300,000㎡
うち完了分	-	海浜整備: 0㎡	海浜整備: 0㎡
進捗率	- 約11%	0% 約11%	0% 約11%

(2) 所管局の自己評価

視点毎の評価	<p>《事業の必要性》 評価：A~C(投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している)</p> <p>本事業は、大阪湾の最奥部にある北港南地区に位置する北港南海浜について、砂浜や人工磯、干潟などを機能的に組み合わせることにより、生物が生育しやすいというおおいのある風景を創出し、自然環境と調和した豊かな海浜を整備するものである。また、豊かな生態系を育む海浜を整備することにより、海の水質浄化能力の回復に寄与するなど、水質をはじめとした良好な港湾環境の形成を図り、大阪港を次世代に引き継ぐ、豊かで美しい港とするともに、多くの市民にとっての憩いの場及び環境学習の場を提供するため、必要な事業である。</p> <p>また、平成9年度には旧運輸省から公共工事に伴って発生する建設副産物や浚渫土砂・陸上残土を有効に利用した海浜・磯場の創造等、生物形態系にやさしい港づくりを進めていく取り組みとして環境と共生する港湾（エコポート）の実現に向けたエコポートモデル港として指定を受けているため、必要な事業である。</p>
	<p>《事業の実現見通し》 D (当面進捗が見込めないが、コスト縮減や代替案立案等の可能性あり)</p> <p>夢洲地区では、良好な都市環境の保全や公害防止、大阪港の機能強化を目的として、廃棄物、建設工事に伴う掘削残土、浚渫土砂の受入れを行っており、受入れが終了した区域から開発用地として順次土地利用を図るとされており、第2期開発用地の土地利用が進むことにより、当該事業までの交通機能が確保される見込みであることから、第2期開発用地の開発開始予定年度と併せた平成35年度の事業再開を目指す。</p>
	<p>《事業の優先度》 D (影響が極めて小さい)</p> <p>重点化の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点化の位置付けはない。 <p>[事業が遅れることによる影響]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境と調和した豊かな海浜を整備することによる海の水質浄化能力の回復に寄与することができないことや、水質をはじめとした良好な港湾環境の整備ができないことによる環境学習の場等を市民へ提供することができない。しかし、本市の近年の財政状況が厳しいなかで同じ緑地事業でも選択と集中を行い、防災緑地を優先して整備しており、環境のための緑地整備が喫緊の課題ではなくなっていると考えている。
	<p>【対応方針(原案)】 事業休止 (D) …複数年にわたって予算の執行を行わないもの</p> <p>北港南海浜は、大阪湾の生態系及び自然環境の保全、向上や交流機会の増加に寄与するための事業の必要性は変わっていない。</p> <p>しかし、夢洲地区周辺の進捗状況等と併せた整備が必要であること、本市の近年の財政状況が厳しいなかで同じ緑地事業でも選択と集中を行い、防災緑地を優先して整備しており、環境のための緑地整備が喫緊の課題とされていないため、「事業休止 (D)」とする。</p>

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・ 夢洲地区の計画に変更があった場合の利用者の想定及び事業内容への影響について確認
⇒北港南海浜は市内唯一の施設であり、広域的な利用を想定し、周辺住民だけの利用を想定した施設ではないため、土地利用計画に変更があった場合でも本事業の計画に影響するものではない。
なお、当該事業地区に隣接するエリアに設置する大規模太陽光発電（メガソーラー）については、約20年間の限定的な有効活用事業と考えていると説明。
※法律改正により廃棄物処分場の閉鎖・廃止の手続きが強化されており、土地利用可能となるまでにかかなりの年数を要するため、その間の活用として実施。
- ・ 夢洲地区の計画に変更があった場合の事業内容及び費用便益比(B/C)への影響について確認
⇒仮に「交流機会の増加」(旅行費用法で算定)にかかる便益が0になったとしても、「生態系や自然環境の回復・保全」(仮想的市場評価法で算定)にかかる便益が費用を上回るため、費用便益比(B/C)が1を下回ることはないと説明。
- ・ 休止中の事業用地の管理について確認
⇒着手済みの地区での実施済みの内容は地盤改良（砂杭打設・盛砂2.5m）水面下にあり維持管理の必要がない状況である。

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である（〇〇委員・〇〇委員…）

[理由等]

- ・……………（〇〇委員・〇〇委員）
- ・……………（〇〇委員）

[留意事項]

- ・……………（〇〇委員）
- ・……………（〇〇委員）

自己評価は妥当でない

「事業〇〇（〇）」が妥当である（〇〇委員・〇〇委員…）

[理由等]

- ・……………（〇〇委員・〇〇委員）
- ・……………（〇〇委員）

[留意事項]

- ・……………（〇〇委員）

■港湾緑地整備

事業番号 5 鶴浜緑地整備事業

(1) 事業の実施状況

事業概要	大正区鶴町3丁目 総面積：約64,000㎡ 整備内容：園路、植栽、オープンスペース、照明施設、便所、魚釣り開放区域、運動施設（グラウンド）	
費用便益	費用便益比 B/C=7.86（総便益B：920億円、総費用C：117億円） [効果項目]・直接利用価値（レクリエーションの場の提供、心理的な潤いの提供） ・間接利用価値（季節感を享受できる景観の提供、災害時の救援活動の場の確保） [受益者] 市民・緑地利用者	
進捗状況	事業開始時点（平成19年度）	再評価時点（平成24年度）
経過及び完了予定	平成19年度 事業開始年度 平成20年度 着工 年度 平成29年度 完了予定年度	平成19年度 事業開始年度 平成20年度 着工 年度 平成36年度 完了予定年度
事業費	約12億円	約12億円
事業規模	緑地整備：64,000㎡	緑地整備：64,000㎡
うち完了分	-	緑地整備： 0㎡
進捗率	-	工事進捗率：0% 事業費ベース：約21%

(2) 所管局の自己評価

視点毎の評価	<p>《事業の必要性》 評価：A~C(投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している)</p> <p>鶴浜緑地は、ウォーターフロントの開放によりアメニティあふれる水辺空間を活用した親水緑地を計画しており、緑の拠点となる憩いのある空間、海と親しみ、ふれあえる場として整備を行うため、必要な事業である。</p> <p>さらに、大阪港港湾計画において、防災緑地として位置付けられており、大阪市地域防災計画では、大阪港港湾計画に基づき耐震強化岸壁から輸送される緊急物資の一時保管場所や荷捌き等の災害応急対策活動に資する緑地として位置付けられているため、必要な事業である。</p>
	<p>《事業の実現見通し》 C（一定の進捗は見込まれる）</p> <p>港湾局運営方針での重点的に取り組む主な経営課題を実施していくなかで、必要となる事業費確保に努め、限定的な実施としながらも平成36年度を目途に完成を目指す。</p>
	<p>《事業の優先度》 C（影響小）</p> <p>[重点化の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点化の位置付けはない。 <p>[事業が遅れることによる影響]</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災緑地として必要とされるオープンスペースは確保できているものの、ウォーターフロントを開放したアメニティあふれる水辺空間としての親水緑地機能を市民に提供することができない。
	<p>【対応方針(原案)】 事業継続（C）…(A)、(B)より優先度が劣り、限定的な実施こととまるもの</p> <p>鶴浜緑地は、大正区鶴浜地区の港湾環境の改善や交流機会の増加に寄与するとともに、大規模地震時における防災緑地として、事業の必要性は変わっていない。</p> <p>しかし、港湾局運営方針において重点的に取り組む主な課題は「物流を支える拠点港湾の形成、国際競争力の強化」であり本事業の位置付けはなく、また、本市の近年の財政状況が厳しいことから、さらに限定的な実施となるが、防災緑地として必要なオープンスペースは確保できていることから、「事業継続（C）」とする。</p>

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・「限定的な実施」の内容について確認
⇒鶴浜緑地については今後周辺の開発状況に合わせて、段階的に整備・完成させて部分供用開始する。
グラウンドと駐車場の部分供用については24年度の工事で完成し、25年度早々に供用開始予定と説明
- ・防災緑地としての対象圏域について確認
⇒防災緑地としては、耐震強化岩壁となっている鶴浜岩壁から荷揚げする緊急物資等の一時保管、臨時のヘリポート等のスペースであり、圏域は基本的に大阪市全域となると説明。
- ・年度ごとの事業費の増減の要因について確認
⇒鶴浜緑地の各年度の事業費の大幅な増減は各年度の整備内容・工事の種類によるものであり、予算確保の困難さに起因するものではないと説明。
- ・…………

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である（〇〇委員・〇〇委員…）

[理由等]

- ・…………（〇〇委員・〇〇委員）
- ・…………（〇〇委員）

[留意事項]

- ・…………（〇〇委員）
- ・…………（〇〇委員）

自己評価は妥当でない

「事業〇〇（〇）」が妥当である（〇〇委員・〇〇委員…）

[理由等]

- ・…………（〇〇委員・〇〇委員）
- ・…………（〇〇委員）

[留意事項]

- ・…………（〇〇委員）

事業番号 6 南港南ふ頭緑地整備事業

(1) 事業の実施状況

事業概要	住之江区南港南6丁目 総面積：約23,000㎡ 整備内容：干潟、植栽（環境学習の一環）	
費用便益	費用便益比 B/C=7.05（総便益B：268億円、総費用C：38億円） [効果項目]・直接利用価値（レクリエーションの場の提供、心理的な潤いの提供、教育の場の提供） ・間接利用価値（季節感を享受できる景観の提供、動植物の生息・生育環境の保存） [受益者] 市民・緑地利用者	
進捗状況	事業開始時点（平成20年度）	再評価時点（平成24年度）
経過及び完了予定	平成20年度 事業開始年度 平成20年度 着工 年度 平成24年度 完了予定年度	平成20年度 事業開始年度 平成20年度 着工 年度 未定 完了予定年度
事業費	約1.6億円	約1.6億円
事業規模	緑地整備:23,000㎡	緑地整備:23,000㎡
うち完了分	-	緑地整備: 0㎡
進捗率	-	工事進捗率:0% 事業費ベース:約19%

(2) 所管局の自己評価

視点毎の評価	<p>《事業の必要性》 評価：A~C(投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している)</p> <p>昭和48年の港湾法の一部改正を契機に、市民に親しまれる港づくりを目指し、港湾の環境や景観を整備し、保全する目的で国の補助事業を活用して臨海地域の緑地造成を実施しているため、必要な事業である。 環境学習施設として市内に立地する他の環境学習施設と連携するとともに、環境学習を通じて自然環境保全の重要性等に係る情報発信の場としての緑地施設として整備を実施しているため、必要な事業である。</p>
	<p>《事業の実現見通し》 D（当面進捗が見込めないが、コスト縮減や代替案立案等の可能性あり）</p> <p>港湾局運営方針での重点的に取り組む主な経営課題を実施していくなかで、本事業は当面の間休止し、土地利用や事業の見直しを視野にいたした検討を行う。</p>
	<p>《事業の優先度》 D（影響が極めて小さい）</p> <p>[重点化の考え方] ・重点化の位置付けはない。 [事業が遅れることによる影響] ・港湾の環境や景観を整備、保全する緑地機能や環境学習を通じて自然環境保全の重要性等に係る情報発信の場を市民へ提供することができない。</p>
	<p>【対応方針(原案)】 事業休止（D）…複数年にわたって予算の執行を行わないもの</p> <p>港湾法の市民に親しまれる港づくりの目的に変更はなく、また、自然環境保全の重要性等に係る情報発信の場の整備である本事業の必要性は変わっていない。</p> <p>しかし、本市の近年の財政状況が厳しいなか、同じ緑地事業でも選択と集中を行い、防災緑地を優先して整備しており、環境のための緑地整備が喫緊の課題ではなくなっていること、また当該地区の土地利用や事業の見直しを視野にいたした検討の必要性が高まっていることから当面の間「事業休止（D）」とする。</p>

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・ 休止中の事業用地の管理について確認
⇒当該事業区域については、フェンスで囲い一般には供用していない。
- ・ 費用便益分析に大規模公園費用対効果分析手法マニュアルを採用している理由について確認
⇒広域的に利用が見込まれる公園については大規模公園費用対効果分析手法マニュアルの計測対象となることを説明。

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である（〇〇委員・〇〇委員…）

[理由等]

- ・……………（〇〇委員・〇〇委員）
- ・……………（〇〇委員）

[留意事項]

- ・……………（〇〇委員）
- ・……………（〇〇委員）

自己評価は妥当でない

「事業〇〇（〇）」が妥当である（〇〇委員・〇〇委員…）

[理由等]

- ・……………（〇〇委員・〇〇委員）
- ・……………（〇〇委員）

[留意事項]

- ・……………（〇〇委員）

■公園

事業番号 7 御幣島中央公園事業

(1) 事業の実施状況

事業概要	西淀川区御幣島4丁目地内 近隣公園（主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり2haを標準として配置するもの） 都市計画決定面積 2.3ha 事業認可面積 2.3ha 公園整備面積 2.3ha		
費用便益	費用便益比 B/C=2.55 （総便益B：63.4億円、総費用C：24.9億円） [効果項目]①利用価値（子供たちの安全な遊び場やレクリエーションの場など、実際に公園を利用する、または将来の利用を担保する価値） ②環境価値（緑地、うるおいある町並みなど都市景観の向上、都市環境を維持・改善する価値） ③災害価値（災害・延焼防止の役割、一時的な避難場所など震災等災害時に有効に機能する価値） [受益者] 半径1.5kmを圏内とする大阪市民		
進捗状況	事業開始時点（平成10年4月）	再評価時点（平成19年3月）	再々評価時点（平成24年9月）
経過及び完了予定	都市計画決定 昭和49年度 事業採択年度 平成10年度 着工予定年度 平成13年度 完成予定年度 平成15年度	都市計画決定 昭和49年度 事業採択年度 平成10年度 着工予定年度 平成23年度 完成予定年度 平成25年度	都市計画決定 昭和49年度 事業採択年度 平成10年度 着工予定年度 未定 完成予定年度 未定
事業費	17億円	17億円	17億円
事業規模	公園整備面積 約2.3ha	公園整備面積 約2.3ha	公園整備面積 約2.3ha
うち完了分	用地取得面積 0.6ha 公園整備 0ha	用地取得面積 約2.3ha 公園整備 0ha	用地取得面積 約2.3ha 公園整備 0ha
進捗率	用地取得率 27.6% 公園整備率 0% 事業費ベース：18%	用地取得率 100% 公園整備率 0% 事業費ベース：59%	用地取得率 100% 公園整備率 0% 事業費ベース：59%

(2) 所管局の自己評価

視点毎の評価	<p>《事業の必要性》 評価：A～C（投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している） 本市の公園1人当たり面積は3.5m²/人で政令市の平均6.6m²/人に比べても約半分となっている。また、市政モニターアンケートでは、緑に不満があると答えた市民のうち、緑が少ないと感じている市民は41.4%にのぼるなど、依然として公園は不足している。</p>
	<p>《事業の実現見通し》 C（一定の進捗は見込まれる） 用地取得は終わっている。今後は、整備の範囲や水準を検討し整備費の縮減を図るとともに、区と連携して地元との調整をすすめ、予算の確保に努め、事業の進捗を図る。</p>
	<p>《事業の優先度》 C（影響小） [重点化の考え方] ・重点化の位置づけはない [事業が遅れることによる影響] ・公園事業費が縮小していることから、事業の長期化が予想されるが、用地取得は完了している。レクリエーション空間としての機能は十分に発現していないものの、公共空地として延焼の防止・避難場所など一部の効果は発現しており、一定広場としての機能を有していることから、事業が遅れることへの影響は少ない。</p>
	<p>【対応方針(原案)】 事業継続（C）…(A)、(B)より優先度が劣り、限定的な実施こととまるもの 本公園は市街化が進んだ本市の近隣公園として、主に近隣に居住する方々の利用に供することを目的としており、貴重なオープンスペースを提供すると共に、レクリエーション、都市環境の向上、防災機能の向上等の効果が期待される。このように地域における本公園の重要性は高い。また、市全体で見ても、本市の市民1人当たり公園面積は3.5m²/人で、政令市平均の6.6m²/人と比べて約半分となっており、依然として公園が少ない状況である。当公園については、今後5年間で予算確保に努め、公園利用者の利便性の向上及び維持管理上必要であり、一時避難所としても求められる最低限の整備を実施し、事業を完了させて供用するものとするが、現状は広場として地域で既に利活用が図られており、一時避難所に指定されるなど広場機能や防災機能の重要な効果は発現しており、遅延の影響は比較的少ないため、「事業継続（評価C）」とする。</p>

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・グラウンドとしての利用状況を踏まえた整備内容の再検討について確認
⇒現状は土の広場であり球技やレクリエーションに一定利用されているが、本来の総合的に遊具・休息施設・広場等を整備した公園にできればより利用率が上がる見込みである。また、正式整備後もグラウンドは確保可能な見込みであると説明。
- ・「限定的な実施」の内容について確認
⇒現状は、一時避難所として最低限のインフラ整備もできていないため、最低限のインフラ整備を行うことで事業を完了させ供用開始したいと説明。
- ・過去5年間進捗が見られなかった原因について確認
⇒中之島公園の再整備への財源集中の影響等もあり、財源が確保できなかったことが要因と説明。
- ・……………

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である (〇〇委員・〇〇委員…)

[理由等]

- ・…………… (〇〇委員・〇〇委員)
- ・…………… (〇〇委員)

[留意事項]

- ・…………… (〇〇委員)
- ・…………… (〇〇委員)

自己評価は妥当でない

「事業〇〇(〇)」が妥当である (〇〇委員・〇〇委員…)

[理由等]

- ・…………… (〇〇委員・〇〇委員)
- ・…………… (〇〇委員)

[留意事項]

- ・…………… (〇〇委員)

事業番号 8 大和川公園事業

(1) 事業の実施状況

事業概要	住吉区荻田10丁目、庭井2丁目、山之内5丁目、浅香1丁目、東住吉区矢田5丁目地内 都市計画決定面積 43.8ha 事業認可区域面積 6.7ha 公園整備面積 6.7ha (本公園は広範囲にわたり都市計画決定されている。その中で用地状況等、事業実施の可能性があるところから事業認可を取得している。それぞれの区域で、面積規模に応じて、街区公園、地区公園として開設している。)		
費用便益	費用便益比 B/C=3.04 (総便益B: 1,274.7億円、総費用C: 418.9億円) [効果項目]①直接利用価値(健康の促進、レクリエーションの場の提供など、直接的に公園を利用することによって生じる価値) ②間接利用価値(緑地の保全、火災延焼防止など間接的に公園を利用することによって生じる価値) [受益者]大阪市民 公園中心4km圏の堺市民及び松原市民		
進捗状況	事業開始時点(平成5年3月)	再評価時点(平成19年3月)	再々評価時点(平成24年9月)
経過及び完了予定	都市計画決定(当初) 昭和3年度 事業採択年度 平成4年度 着工予定年度 平成7年度 完成予定年度 平成8年度	都市計画決定(当初) 昭和3年度 事業採択年度 平成4年度 着工年度 平成4年度 完成予定年度 未定	都市計画決定(当初) 昭和3年度 事業採択年度 平成4年度 着工年度 平成4年度 完成予定年度 未定
事業費	53億円	278億円	277億円
事業規模	都市計画決定 約43.8ha 事業認可区域 約2.0ha	公園整備面積 約6.7ha	公園整備面積 約6.7ha
うち完了分	-	用地取得面積 6ha 公園整備 4.6ha	用地取得面積 6.2ha 公園整備 4.6ha
進捗率	-	用地取得率 89.6% 工事進捗率 68.7% 工事費ベース: 94%	用地取得率 92.5% 工事進捗率 68.7% 工事費ベース: 96%

(2) 所管局の自己評価

視点毎の評価	<p>《事業の必要性》 評価: A~C(投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している)</p> <p>本市の公園1人当たり面積は3.5m²/人で政令市の平均6.6m²/人に比べても約半分となっている。また、市政モニターアンケートでは、緑に不満があると答えた市民のうち、緑が少ないと感じている市民は41.4%にのぼるなど、依然として公園は不足している。</p>
	<p>《事業の実現見通し》 C(一定の進捗は見込まれる)</p> <p>用地取得率は高いものの、財政状況が厳しいため残りの用地取得は非常に厳しい状況であるが、一部、阪和貨物線跡の用地部分については、譲渡を受け整備予定である。</p>
	<p>《事業の優先度》 C(影響小)</p> <p>[重点化の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点化の位置づけはない <p>[事業が遅れることによる影響]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園事業費の縮小により、事業の長期化が予想されるが、4箇所中3箇所、面積で約7割は供用している。残る1箇所についても、広場として公園機能の一部は発現していることから、遅延による影響は少ない。
	<p>【対応方針(原案)】 事業継続(C) … (A)、(B)より優先度が劣り、限定的な実施こととまるもの</p> <p>本公園は、大和川の良好な自然的環境と開放的な空間を享受する本市でも数少ない風致公園で、全体計画面積も43.8haと大規模であることから、レクリエーションや防災性の向上など多様かつ重要な機能を有する都市レベルの公園である。また、本市の市民1人当たり公園面積は3.5m²/人で、政令市の平均6.6m²/人と比べて約半分と、依然として公園が少ない。以上のように都市レベルから見ても、本公園の必要性は高い。現在は事業認可を取得したところから事業を実施し、順次開設している。事業認可を受けている4箇所のうち3箇所では街区公園、地区公園などとして各地区それぞれの規模に応じた機能を発現している。当公園については、今後5年間で予算確保に努め、公園利用者の利便性の向上及び維持管理上、必要である最低限の整備を実施し、事業を完了させて供用するものとするが、事業認可区域のうち、未開設の部分は、現状、広場として地域で利活用が図られており、広場機能の一部は発現していることから、遅延の影響は少ないため、「事業継続(評価C)」とする。</p>

(3) 有識者から所管局への確認事項

- ・公園の位置づけについて確認

⇒総合公園として都市計画決定しているが、整備を進めている4つの事業認可部分は、個々には街区公園・地区公園クラスであり、それに類した扱いが必要。全体が完成に近付けば総合公園としての機能を発揮するようなどらえ方が必要となるが、現状では個々の公園としての扱いとなっていると説明。

- ・「限定的な実施」の内容について確認

⇒予算がついた場合は、最低限の整備で事業を完了させ供用開始したいと説明

- ・……………

(4) 有識者の意見

自己評価は妥当である（〇〇委員・〇〇委員…）

[理由等]

- ・……………（〇〇委員・〇〇委員）

- ・……………（〇〇委員）

[留意事項]

- ・……………（〇〇委員）

- ・……………（〇〇委員）

自己評価は妥当でない

「事業〇〇（〇）」が妥当である（〇〇委員・〇〇委員…）

[理由等]

- ・……………（〇〇委員・〇〇委員）

- ・……………（〇〇委員）

[留意事項]

- ・……………（〇〇委員）

3 その他の意見

事業再評価の対象となった事業について意見聴取を行う中で、特定の事業に限定しない課題について次の様な意見をいただいた。

○事業の早期完了に向けた土地収用の活用等の検討について（水谷委員）

今回、事業開始時の予定から着工が7年遅れている街路事業（事業番号 1 阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業）が再評価の対象となったが、事業の長期化の主たる要因は用地取得の難航にあるとの説明であった。

当該事業に限らず土地収用の遅れなどによる事業の長期化については、費用対効果が悪化するのみならず、用地買収により私有地が公有地となることで固定資産税等が減収となることから、用地買収開始後は速やかにその便益を発現できるよう、土地収用を活用し早期の着工・事業完了へ結びつける方法についてあらためて検討する必要がある。

なお、この点については、一担当部局の問題ではなく市全体で検討すべき問題である。